

広島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十五号

広島県税条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の納税義務者等) 第四十七条 (略)</p> <p>一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項に規定する法人でない社団又は財団、第四項に規定する個人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>二 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。) ()、ガス供給業のうちガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業(以下この節において「導管ガス供給業」という。)、保</p>	<p>(事業税の納税義務者等) 第四十七条 (略)</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第三項に規定する法人でない社団又は財団、第四項に規定する個人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>二 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。) ()、ガス供給業(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び</p>

除業並びに貿易保険業 収入割額

三 (略)

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二十条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四條の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八條第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二十条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第五十条第一項及び第四項において「特定ガス供給業」という。）収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

2-4 (略)

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第四十九条 (略)

2 (略)

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業

二・三 (略)

四 第四十七条第一項第四号に掲げる事業

(法人の事業税の税率等)

第五十条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。）、保険業及び貿易保険業を除く。第五項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額

二・三 (略)

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

(電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）、保険業及び貿易保険業収入割額

三 (略)

2-4 (略)

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第四十九条 (略)

2 (略)

一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業

二・三 (略)

(法人の事業税の税率等)

第五十条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第四項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年 四百万円以下の金額	百分の〇・四
各事業年度の所得のうち年 四百万円を超え年八百万円 以下の金額	百分の〇・七
各事業年度の所得のうち年 八百万円を超える金額	百分の一

二・三 (略)

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 (略)
4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 1 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
- 2 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
- 3 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額
- 5 1 他の上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千円以上のもの(第四十七条第一項第一号イに掲げる法人を除く。以下「第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。」)

- 1 1 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額
- 2 1 1 (略)

(法人の事業税の申告納付の期間)
第五十二条 事業を行う法人が、各事業年度に係る所得割等(第四十七条第一項第一号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。以下「所得割」という。)又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同項第三号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。以下「所得割」という。)についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 (略)
1 1 3 (略)

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例の申告手続)
第五十七条の二 法第七十三条の十四第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該住宅の取得後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が調査により同条第一項又は第三項の規定の適用があるべき者として認める場合は、この限りでない。

2 (略)
1 1 4 (略)

3 (略)

4 1 他の上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 1 第四十七条第一項第一号イに掲げる法人次に掲げる金額の合計額
- イ 各事業年度の付加価値額に百分の一・二を乗じて得た金額
- ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・五を乗じて得た金額
- ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額
- ニ (略)
- 三 その他の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付の期間)
第五十二条 事業を行う法人が、各事業年度に係る所得割等(第四十七条第一項第一号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。以下「所得割」という。)又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。以下「所得割」という。)についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 (略)
1 1 3 (略)

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例の申告手続)
第五十七条の二 法第七十三条の十四第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該住宅の取得後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、この限りでない。

2 (略)
1 1 4 (略)

(家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)
第五十七条の三 法第七十三条の第十四第十二項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

2 法第七十三条の第十四第十三項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

3 法第七十三条の第十四第十四項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第六十一条 (略)

2 法第七十三条の四から第七十三条の七までの規定のいずれかに該当する者又は法第七十三条の第十四第七項から第十五項までの規定のいずれかに該当する者は、前項の規定によつて提出すべき申告書にその旨を証明するに足る権限のある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

3 (略)

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告手続)

第六十四条 法第七十三条の二十四第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が調査により同条第一項から第三項までの規定の適用があるべき者として認める場合は、この限りでない。

一一五 (略)

附則

(法人の事業税の税率の特例)

第十一条の二の十一 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九
------------------------	--------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・七

と、同条第五項第一号中「百分の四・九」と

(家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)
第五十七条の三 法第七十三条の第十四第十一項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

2 法第七十三条の第十四第十二項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

3 法第七十三条の第十四第十三項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第六十一条 (略)

2 法第七十三条の四から第七十三条の七までの規定のいずれかに該当する者又は法第七十三条の第十四第六項から第十四項までの規定のいずれかに該当する者は、前項の規定によつて提出すべき申告書にその旨を証明するに足る権限のある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

3 (略)

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告手続)

第六十四条 法第七十三条の二十四第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

一一五 (略)

附則

(法人の事業税の税率の特例)

第十一条の二の十一 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九
------------------------	--------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・七

と、同条第四項第二号中「百分の四・九」と

あるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七）」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十二条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六条の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年（当該土地を取得した日から三年以内と同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年）」とする。

あるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七）」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十二条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六条の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年（当該土地を取得した日から三年以内と同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年）」とする。

（広島県税条例等の一部を改正する条例附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の広島県税条例の一部改正）

第二条 広島県税条例等の一部を改正する条例（令和二年広島県条例第三十五号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税の納税義務者等） 第四十七条（略）</p> <p>一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項に規定する法人でない社団又は財団、第四項に規定する個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八</p>	<p>（事業税の納税義務者等） 第四十七条（略）</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第三項に規定する法人でない社団又は財団、第四項に規定する個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八</p>

号) 第二条第十二項に規定する投資法人資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号) 第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)

()、ガス供給業のうちガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業(以下この節において「導管ガス供給業」という。)、保険業並びに貿易保険業 収入割額

三 電気供給業のうち、小売電気事業等(法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。)、発電事業等(同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。)及び特定卸供給事業(同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下この節において同じ。) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ・ロ (略)

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第一条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第二十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。 第五十条第一項及び第四項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

2-4 (略)

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第四十九条 (略)

2 (略)

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業

二・三 (略)

四 第四十七条第一項第四号に掲げる事業

号) 第二条第十二項に規定する投資法人資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号) 第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)

()、ガス供給業(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号) 附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)、保険業及び貿易保険業 収入割額

三 電気供給業のうち、小売電気事業等(法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。)及び発電事業等(同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ・ロ (略)

2-4 (略)

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第四十九条 (略)

2 (略)

一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業

二・三 (略)

(法人の事業税の税率等)
第五十条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。）、保険業及び貿易保険業を除く。第五項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 (略)
- イ・ロ (略)
- ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額

二・三 (略)
2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一・二 (略)
- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
 - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
 - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三三を乗じて得た金額
- 5 他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のもの（第四十七条第一項第一号イに掲げる法人を除く。）が行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(法人の事業税の税率等)
第五十条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第四項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 (略)
 - イ・ロ (略)
 - ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額
- | | |
|---------------------------------------|--------|
| 各事業年度の所得のうち年
四百万円以下の金額 | 百分の〇・四 |
| 各事業年度の所得のうち年
四百万円を超え年八百万円
以下の金額 | 百分の〇・七 |
| 各事業年度の所得のうち年
八百万円を超える金額 | 百分の一 |

二・三 (略)
2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一・二 (略)
 - 4 他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 第四十七条第一項第一号イに掲げる法人次に掲げる金額の合計額
 - イ 各事業年度の付加価値額に百分の一・二を乗じて得た金額
 - ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・五を乗じて得た金額
 - ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額

一 (略)
 二 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付の期間)
 第五十二条 事業を行う法人が、各事業年度に係る所得割等(第四十七条第一項第一号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。)
 又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同項第三号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)
 についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一―三 (略)

附則

(法人の事業税の税率の特例)
 第十一条の二の十一 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十条第一項第二号中

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九
-------------------------	--------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・七

と、同条第五項第一号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七)」とする。

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正)

第三条 法人の県民税の特例に関する条例(昭和五十年広島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

三 (略)
 三 その他の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付の期間)
 第五十二条 事業を行う法人が、各事業年度に係る所得割等(第四十七条第一項第一号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。)
 又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)
 についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一―三 (略)

附則

(法人の事業税の税率の特例)
 第十一条の二の十一 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十条第一項第二号中

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九
-------------------------	--------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・七

と、同条第四項第二号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七)」とする。

改正後

改正前

<p>(中小法人に対する不均一課税)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法人税額の課税標準の算定期間が一年に満たない法人に対する第一項の規定の適用については、同項中「年千万円」とあるのは、「一千万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合において、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項若しくは同法第四百四十四条の三第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は県税条例第四十六条の二第一項第二号の規定により申告書を提出すべき法人の法人税額が年千万円以下である旨の判定は、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額によるものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(中小法人に対する不均一課税)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法人税額の課税標準の算定期間が一年に満たない法人に対する第一項の規定の適用については、同項中「年千万円」とあるのは、「一千万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合において、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第四百四十五条において準用する場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は県税条例第四十六条の二第一項第二号の規定により申告書を提出すべき法人の法人税額が年千万円以下である旨の判定は、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額によるものとする。</p> <p>5 (略)</p>
--	---

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第四条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例(令和三年広島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一―五 (略)</p> <p>六 特別償却設備 市町計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第四項の表の第一号の中欄又は第四十五条第三項の表の第一号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第四項の表の第一号の下欄又は第四十五条第三項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものをいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>七 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一―五 (略)</p> <p>六 特別償却設備 市町計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項の表の第一号の中欄又は第四十五条第二項の表の第一号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第三項の表の第一号の下欄又は第四十五条第二項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものをいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>七 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例(附則第四条において「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第三条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の広島県税条例等の一部を改正する条例(令和二年広島県条例第三十五号)附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の広島県税条例(以下この条において「新令和二年改正前条例」という。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新令和二年改正前条例第四十七条第一項第三号並びに第五十条第二項(同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。